

各都道府県担当部局長 殿  
(財政担当課、契約担当課、市町村担当課扱い)  
各指定都市担当部局長 殿  
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

中東情勢を受けた燃料油価格の上昇に伴う契約価格の柔軟な変更について (通知)

標記の件について、別紙のとおり、資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長から当職あてに、中東情勢を受けた燃料油価格の上昇に伴う契約価格の柔軟な変更について依頼がありました。

今般の中東情勢を受け、原油価格が足元で高騰しており、ガソリンをはじめとする燃料油価格も高騰しています。このため、資源エネルギー庁において、緊急的な激変緩和措置としての補助金の支給が開始されたところであり、これらの価格は一定程度抑制されることが想定されますが、それでもなお、各地方公共団体における契約単価との乖離が生じる可能性があるところです。

こうした状況の中、地方公共団体の調達については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和 7 年 4 月 22 日付け総行行第 163 号総務省自治行政局長通知)等において周知しているとおり、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には迅速かつ適切に協議を行うこと等、適切な価格転嫁のための取組を行っていただく必要があります。

貴職においては、今般の情勢及び本通知の趣旨を踏まえ、貴団体における燃料調達を担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。また、各都道府県及び市区町村の契約担当部局から、庁内の調達担当部局にも広く本通知を展開いただくよう、併せてお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

事務連絡  
令和8年3月24日

総務省自治行政局行政課長殿

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部  
燃料流通政策室長 甲元 信宏

中東情勢を受けた燃料油価格の上昇に伴う契約価格の柔軟な変更について（依頼）

今般の中東情勢を受け、原油価格が足元で高騰しており、ガソリンをはじめとする燃料油価格も高騰しています。3月16日（月）調査のガソリンの全国平均小売価格は、これまでで最も高い190.8円となりました。

各地方公共団体におかれては、このような事情をご理解いただき、ガソリン等の燃料油の調達を行っていただくよう別添通知を発出いたしました。別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、石油関係担当部局のみならず、財政担当部局をはじめ全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

事務連絡  
令和8年3月23日

各都道府県担当部局長 殿  
(財政担当課、契約担当課、市町村担当課)

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部  
燃料流通政策室長 甲元 信宏

中東情勢を受けた燃料油価格の上昇に伴う契約価格の柔軟な変更について（依頼）

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

今般の中東情勢を受け、原油価格が足元で高騰しており、ガソリンをはじめとする燃料油価格も高騰しています。3月16日（月）調査のガソリンの全国平均小売価格は、これまでで最も高い190.8円となりました。

つきましては、各地方公共団体におかれては、このような事情をご理解いただき、ガソリン等の燃料油の調達において、下記のとおり、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、資源エネルギー庁では、国民生活と経済活動を守るため、緊急的な激変緩和措置として、ガソリンの小売価格を全国平均で170円程度に抑制するための補助金の支給を、3月19日から開始しました。軽油・重油・灯油についても、ガソリンと同額の補助を行います。今後1～2週間程度をかけて、ガソリンの全国平均小売価格は、170円程度に低下し、その後も本措置が継続される間は、その水準に抑制することを想定しています。

また、本件につきまして、貴都道府県内の市区町村に対しても周知方、よろしく願いいたします。

記

1. 物件及び役務の契約の途中で、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空機燃料（以下「燃料油」という。）の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更することについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。
2. 燃料販売業者等の受注者から、今般の中東情勢を受けた燃料油価格の上昇を理由に、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

<御参考>「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（抜粋）  
（令和7年4月22日 閣議決定）

国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。

#### 4. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

##### (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

①（略）

② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。